

人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究

分担研究者 小島 宏 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長

研究要旨：

国際人口移動に関する実態と政策のわが国との国際比較を目指し、本年度は国内における資料収集、マイクロデータのマイクロデータの実証分析、その成果の国際学会発表に付随した国外資料収集、収集資料に基づく文献研究を行った。マイクロデータに基づく国際比較として「国勢調査」（2000年）と台湾「外籍與大陸配偶生活状況調査」（2003年）を用いた国際結婚夫婦の家族形成行動の規定要因の比較分析および第1回「欧州社会調査」（ESS-2002/2003）と「日本版総合的社会調査」（JGSS-2003）を用いた国際人口移動に関する意識の規定要因の比較分析を実施した。また、それらと文献研究とマクロデータの分析による国際人口移動統計と国際人口移動政策に関する国際比較との融合を試みた。

A. 研究目的

本研究ではわが国との比較を交えながら、先進諸国やアジア NIES における国際人口移動政策に関する実態と政策について比較分析をするともに、国際人口移動政策の効果を推定し、わが国の政府・地方自治体における国際人口移動に関する施策の策定・実施・評価に資することを目的とする。そのため、文献等の資料収集と並行して利用可能なデータの実証分析を行い、国際人口移動と移動者の社会的統合の要因と国際人口移動政策の潜在的効果を明らかにするとともに、わが国の社会保障政策にとっての国際人口移動に関連する選択肢を提示しようとするものである。

B. 研究方法

本研究は①文献・理論研究、②マクロデ

ータの収集・分析、③既存マイクロデータの分析、④政策志向的分析からなる。

なお、初年度は国内における文献・データ収集、専門家からのヒアリング、マクロデータ・マイクロデータの実証分析、研究成果の国際学会報告に付随した現地調査を行った。第3年度も引き続き、同様の方法で研究を進めたが、第1回「欧州社会調査」（ESS-2002/2003）に加えて「日本版総合的社会調査」（JGSS-2003）のマイクロデータを用いた比較分析、台湾「外籍與大陸配偶生活状況調査」（2003年）に加えて「国勢調査」（2000年）のマイクロデータを用いた比較分析を実施し、文献研究の成果やマクロデータの分析結果との融合を試みた。

（倫理面への配慮）

調査実施とデータ分析の際には、調査対象者の人権とプライバシーの保護には細心の

注意を払った。

### C. 研究結果

本年度の主要研究のうちで新規のものとしては、①台湾「外籍與大陸配偶生活狀況調査」(2003年)と「国勢調査」(2000年)のミクロデータを用いた国際結婚夫婦の家族形成行動の規定要因の比較分析、②第1回「欧州社会調査」(ESS-2002/2003)と「日本版総合的社会調査」(JGSS-2003)のミクロデータを用いた国際人口移動に関する意識の規定要因の比較分析、③文献研究とマクロデータの分析に基づく国際人口移動統計の改善方法の検討、の3者がある。これらの研究結果の概要は以下の通りである。

#### ①日本と台湾における国際結婚夫婦の家族形成行動の規定要因の比較分析

本研究では中華民国内政部が2003年に実施した国際結婚夫婦の悉皆調査「外籍與大陸配偶生活狀況調査」のミクロデータと目的外使用を許可された2000年国勢調査ミクロデータにより台湾の場合は台湾人男性と35歳未満の外国人女性のカップル(約12.6万ケース)、日本の場合は日本人男性と35歳未満の外国人女性のカップル(約7.5万ケース)における家族形成の規定要因に関する比較分析の結果を示す。

「外国人花嫁」の年齢階級別に同居子ども数を見ると、日本の24歳未満では0.60人、25～26歳では0.77人、27～28歳では0.93人、29～30歳では1.03人、31～32歳では1.13人、33～34歳では1.20人と徐々に増加している。これに対して、台湾の24歳未満では0.77人、25～26歳では1.05人、27～28歳では1.11人、29～30歳では1.14人、31～32歳では1.14人、33～34歳では1.06人である。両国において「外国人花嫁」の出生力が低く、台湾では日本より出生速度が若干速いもの

の、30歳半ばで低下を始めるが、離家が始まるためであろうか。

「外国人花嫁」の国籍別に同居子ども数を見ると、日本ではフィリピン、ペルー、ブラジルで多く、ロシア、ベトナム、中国で少ない。台湾ではフィリピン、インドネシア、マレーシアで多く、日本、中国、ベトナムで少ない。次に、夫の親との同居割合を「外国人花嫁」の国籍別にみると、日本では中国、ベトナム、タイ、フィリピンで高く、韓国、米国で低い。台湾ではカンボジア、ベトナム、インドネシアで高く、日本、マレーシア、香港・マカオで低い。

同居子ども数を従属変数として、人口学的属性(夫・妻の年齢)、地理的属性(妻の出身国、5年前/4年前と現在の居住地、(親との同別居))、社会経済的属性(夫妻の教育水準、就業状態・職業)を独立変数として多項ロジット分析を行った結果を示す。まず、同居子ども数1人(vs. 無子)のオッズに対して妻の年齢(逆U)、夫の年齢(逆U)、妻の出身国(フィリピン・インドネシア+、タイ-)、5年前居住地(外国-)、現在居住地(都市-)、親との同居(+)、妻の無職・臨時職(+)、夫の無職(-)、夫妻の農林漁業・現業職従事(+)は両国で同じ効果をもったが、妻の学歴(台湾+、日本-)は逆の効果をもった。2子(vs. 無子)との同居のオッズに対して夫の年齢(逆U)、妻の出身国(中国・タイ-、フィリピン・インドネシア+)、5年前居住地(外国-)、親との同居(-)、夫妻の高等教育(-)、妻の無職・臨時職(+)、夫の無職(-)夫妻の農林漁業・現業職従事(+)は同じ効果をもったが、妻の年齢(20代後半以降、台湾-、日本+)と夫の臨時職(台湾+、日本-)は逆の効果をもった。3子以上(vs. 無子)との同居のオッズに対して夫の年齢(逆U)、妻の出身国(中国・タイ-、フ

イリピン・インドネシア+)、5年前居住地(外国-)、現在の居住地(都市-)、親との同居(+)、夫妻の学歴(-)、妻の無職(+)、夫妻の農林漁業・現業職従事(+)は同じ効果をもったが、妻の年齢(台湾逆U、日本+)、夫の臨時職(台湾+、日本-)は異なる効果をもった。

### ②日本と欧州における国際人口移動に関する意識の規定要因の比較分析

本研究では、ESS-2002/2003(イスラエルを除く21か国の約3.2万ケース)とJGSS-2003(約1,500ケース)の20~69歳の対象者のマイクロデータに類似の多項ロジットモデルを適用し、欧州と日本における外国人に対する意識の規定要因を比較分析した。

その結果、JGSSでは外国人が多い居住地の選好に対して高卒、短大卒、大卒、宗教あり、革新のほか、外国人友人あり、外国人多数居住、外国人若干居住が正の効果を持ち、50代、60代、農林漁業従事、低い信頼感が負の効果をもつが、ESSではそのうち宗教ありが逆の負の効果をもつことを除き、JGSSで有意なものは同様の効果をもっている。また、外国人が多くなると固有の文化が損なわれるとの意見への賛意に対してJGSSでは60代、専門管理職、外国人多数居住、外国人若干居住が正の効果を持ち、大卒が負の効果をもつが、ESSではそのうち外国人多数居住と大卒の効果のみ同じで、専門管理職と外国人若干居住は逆に負の効果を持ち、60代は有意な効果をもたない。さらに、JGSSでは外国人が多くなると治安が悪化するとの意見への賛意に対して30代、50代、60代、短大卒、保守、革新、低い幸福感、外国人多数居住、外国人若干居住が正の効果を持ち、女性、外国人友人ありが負の効果をもつ。ESSでは同様に60代、保守、低い幸福感の正の効果と女性、外国人友人ありの負の効果が

見いだされる一方、30代、50代、外国人多数居住は有意な効果をもたず、短大卒、革新、外国人若干居住は逆に負の効果をもつことも見いだされた。

JGSSでは外国人が労働力を補充するとの意見への賛意に対して40代、短大卒、大卒、宗教あり、保守、革新、外国人多数居住、外国人若干居住が正の効果を持ち、女性が負の効果をもつが、ESSではそのうち外国人多数居住が負の効果をもつことを除き、同様の効果が見られる。また、JGSSでは外国人により雇用機会が奪われるとの意見への賛意に対して50代、60代、保守、革新、低い幸福度、外国人同僚あり、外国人多数居住、外国人若干居住が正の効果を持ち、女性、短大卒、専門管理職が負の効果をもつが、ESSではそのうち50代、60代、革新、外国人同僚あり、外国人若干居住が逆に負の効果を持ち、専門管理職が有意な効果をもたないため、保守、低い幸福度、外国人多数居住、女性、短大卒のみがJGSSと同じ効果をもつ。さらに、JGSSでは外国人への社会サービスのために税負担が増えるとの意見への賛意に対して60代、保守、革新、外国人多数居住が正の効果をもつが、ESSではそのうち革新は負の効果を持ち、60代、外国人多数居住は有意な効果をもたないため、共通するのは保守の正の効果のみである。

以上の比較分析の結果から、外国人に対する意識の規定要因について欧州と日本の間での類似点と相違点が明らかになった。日本では保守・革新や外国人多数居住・外国人若干居住が同じ方向の効果をもつ傾向があるのに対して、欧州では逆の方向の効果をもつ場合がしばしば見いだされた。

### ③国際人口移動統計の改善方法の検討

国際移動者・外国人の人口に関する主要な統計資料としてはセンサス、人口登録統計、出入国管理統計、標本調査等がある。

わが国では国勢調査に基づく外国人人口数が外国人登録に基づく人口数を大きく下回っており、その一部は国調での調査漏れによるものと推測されている。欧米諸国のセンサスでも国際移動者（外国人）の調査漏れが国民より大きいのが一般的であると言われており、実査面での改善方法が検討されてきた。他方、欧州諸国では 2000 年ラウンド・センサスの結果とセンサス間推計の結果の間で人口総数について 30 万～110 万の乖離があったことが問題になっており、その主因の一つとしても国際移動者の把握の不備が挙げられ、対策が検討されてきた。そこで、本報告では主として英米仏のセンサスにおける国際移動者の把握に関する不備の実態、要因、対策について調査設計と実査の両面から検討した結果を報告することにするが、以下では対策のみを論じる。

国際人口移動者の把握を改善するための調査設計面での対策としては調査票における設問の改善が検討されている。2010 年ラウンド・センサスに関する国連勧告案では以前と同様、国籍、出生国（地）、滞在開始時期がコア項目として挙げられている。欧州では国際移動者や移民 2 世の社会的統合が問題となっていることから、UNECE 等の 2010 年ラウンド・センサスに関する勧告ではすでにほとんどの国で設問項目になっているこれらに加え、親の出生地や国籍取得方法がコア項目として挙げられている。しかし、イギリスの 2011 年センサスでは出生国に加え、民族・宗教・言語が第 1 順位の予定であるが、他の 2 つのコア項目は第 2 順位である。フランスの 2004 年からのローリング・センサスでは 3 つのコア項目が尋ねられているし、米国版ローリング・センサスとも言える ACS でも同様であるが、米国の 2010 年センサスは short form のみによるので国際人口

移動に関する設問がなくなるはずである。コア項目のうち出生地は日本人の移動についても有用で、戦前もあったものであるし、近年の新来外国人の増加傾向に鑑みれば、国調でも追加すべきであろう。

実査面での改善方法としてはフランスの 1990 年センサスでは人口 2 万人以上の都市部での実査の際に住宅税台帳を使用して、世帯の把握を改善し、国民だけでなく外国人の調査漏れを減らしたことが事後調査によって確認されている。英米でも次回のセンサスでは行政記録や標本調査結果の活用が検討されている。米国では 2000 年センサスで各種のマーケティング的手法が成功を収めたと言われ、次回も引き続き行われるようであるが、ACS による地ならしの寄与も期待されているようである。また、移民農業労働者については集住地区のリストを用意し、通訳者・外国人調査員の雇用や回収率向上に関するフォーカス・グループ調査等を予定している。さらに、英国では国際移動者に限定されないが、複雑な構造の世帯に属する世帯員に調査漏れや重複調査が多いことが見いだされており、実査と調査票の両面での改善やそれらに関するデータ利用者・研究者との協働が提案とされている。英米仏のいずれにおいても施設世帯の念入りな調査やセンサス実施に関する地方自治体との一層の協力が予定されている。

#### D. 考察

ここでは主として国際人口移動に関するデータについて考察することにするが、わが国においても調査環境が悪化し、外国人人口の規模が拡大し、世帯構造が多様化するにつれ、国勢調査における外国人・日本人の調査漏れが拡大する可能性が強い。調査環境悪化で先行する欧米諸国の経験に学び、2010 年国勢調査では調査漏れが拡

大しないことを期待したい。また、フランスではセンサス個票データをパネル化した永続人口標本 (EDP)が国際移動者を含むセンサス1%個票パネルデータが1968年から作成されており、国際移動者の帰化過程の分析等にも有効性を発揮していることから、標本規模拡大も予定されている。国勢調査でも同様の試みがなされれば外国人の調査漏れの要因を探る上でも有用であろう。

このような国勢調査の制約に加え、国勢調査のマイクロデータを用いる場合の実態的制約(結婚持続期間が短いものが大多数)があるので、分析結果の解釈に注意が必要である。また、標本規模が大きいため、かなりの独立変数の効果が有意になることに留意し、有意な効果をもたない変数にも注目する必要がある。日本でも国際結婚・国際児に関する的確な現状把握と対策のため、台湾と同種の悉皆調査ないし標本調査が必要となろう。

他方、内閣府広報室でも Eurobarometer ほど頻繁ではないし、ESS-2002/2003 ほど詳細でないが、外国人に関する世論調査が実施されているものの、受け入れの是非に関する設問が中心で、受け入れてからの統合政策に関する設問があまりない。また、回答者としての国民も十分な情報をもっていない可能性が強い。

国際結婚が婚姻総数の5%を超え、日系ブラジル人をはじめとする外国人が定着しつつあるわが国はすでに事実上の移民受け入れ国になりつつあり、少子高齢化が進み、人口減少が始まるにつれてその度合いが高まるものと思われるので、欧州の経験に学び、適切な統合政策、特に社会保障政策を実施し、多文化共生を推進して行く必要がある。また、統合が両方向の過程であることから、ESS-2002/2003 の国際人口移動関連の設問の翻訳を参考にしながら、日本

人・外国人を対象として国際人口移動に関する実態と意識の調査を頻繁に行い、日本人・外国人の変化も測定し続ける必要がある。

#### E. 結論

初年度と第2年度の成果を踏まえ、第3年度は第1回「欧州社会調査」(ESS-2002/2003)と台湾「外籍與大陸配偶生活状況調査」(2003年)のマイクロデータの分析を継続するとともに、「日本版総合的社会調査」(JGSS-2003)と「国勢調査」(2000年)のマイクロデータを用いた国際比較分析を行った。国際人口移動統計や国際人口移動政策に関する諸外国の文献サーベイも行い、国際比較分析との融合も試みた。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

小島宏「国際人口移動に関する世論と移民の社会的統合——ヨーロッパの経験」吉田良生・河野稠果編『国際人口移動の新時代』(原書房), 2006年5月, pp.79-104.

小島宏「国際結婚夫婦の家族形成行動——日本と台湾の比較分析——」『経済学論纂』47-3/4, 2007年3月, pp.175-196.

##### 2. 学会発表

小島宏「欧州在住ムスリムと移民に対する態度」日本中東学会第22回大会, 東京外国語大学府中キャンパス, 2006年5月14日.

小島宏「人口減時代の人口移動統計」日本統計学会75周年記念研究集会(セッション2「人口減時代に向けた統計からの課題と展望(組織者:小島宏)」), 東京大学浅野キャンパス, 2006年5月6日.

小島宏「外国人労働者と健康保険未加入——磐田市在住日系ブラジル人に関する実証分析結果」日本経済政策学会第 63 回大会, 九州共立大学, 2006 年 5 月 28 日.

なし

小島宏「台湾の『外国人花嫁』の家族形成行動：2000 年国勢調査個票との比較分析①」日本人口学会第 58 回大会, 慶應義塾大学三田キャンパス, 2006 年 6 月 4 日.

小島宏「人口減時代の国際人口移動統計」経済統計研究会平成 18 年度第 2 回研究会, 学習院大学, 2006 年 6 月 24 日.

小島宏「人口センサスにおける外国人・国際移動者等の把握」(企画セッション 14「人口センサスの方法論転換問題(組織者:濱砂敬郎)」), 日本統計学会第 74 回大会, 東北大学川内キャンパス, 2006 年 9 月 6 日.

小島宏「日本と台湾における国際結婚世帯の比較分析」日本家族社会学会第 16 回大会, 上智大学, 2006 年 9 月 9 日.

Hiroshi Kojima "A Comparative Analysis of Cross-Border Marriages in Japan and Taiwan." International Conference on Cross-Border Marriages between Southeast and Northeast Asia, Taipei, Taiwan, October 20-21, 2006  
2006 年 10 月 20 日.

小島宏「外国人に関する意識の規定要因— ESS と JGSS の比較分析—」日本社会学会第 79 回大会, 立命館大学衣笠キャンパス, 2006 年 10 月 29 日.

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

##### 1. 取得特許

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

厚生労働科学研究費補助金

「人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究」

分担研究報告書

移民&外国人労働者に関する国際機関の動向 II

勝又 幸子 国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室長

研究要旨

移民や外国人労働者について、国際機関の動向を本研究の初年度（平成16年度）に文献サーベイを基にまとめた。当該年度は国際機関におけるその後の動向をフォローすることを目的に文献サーベイを基に報告する。

2006年9月に国連総会で初めて移民問題がテーマとして取り上げられた。この会議は、2003年に国連加盟国19カ国によって組織されたGCIM（Global Commission on International Migration）が2005年に発表した報告書「相互依存世界の中の移民：新たな行動方針」の中で、諸国間の連携の重要性を提言したことから開催されたものである。

報告書及び国連総会では移民の経済活動が送り出し国と受け入れ国の双方で果たす役割を多角的に捉えなおすことを提案している。送り出し国においては、医者や看護師及び教師などの専門職が、より高い所得機会をもとめて先進国に移動している実態が紹介されている。それにより基礎インフラの整備が遅滞している問題が指摘されている。一方で海外からの送金により、送り出し国に安定的な資源が確保されている事実も紹介している。受け入れ国については、人口の少子高齢化により労働人口の不足を短期移民の流入によって補っている実態が紹介されている。しかし、先進諸国において国内の労働者と同様の権利が保障されていることはまれであり、非合法的な移民や人身売買・密輸などの犯罪に関わる移民の流入が社会的な不安を助長している事実もある。

内外人平等の原則の遵守の難しさや、移民の中でも性差別に基づく機会の不平等や格差があることなどを指摘し、移民の問題を国際社会が積極的に取り組むべき重要課題として明示した。

A. 研究目的

人口減少時代と団塊の世代の大量退職時期を迎えて、日本国内では労働力の不足をいかに補い、経済成長を維持していくかが重要な政策課題となっている。これまでも日系ブラジル人をはじめとする外国人労働者の受け入れや研修生制度を利用したアジアからの若い労働力が活用されている。

一方で日本国内では、外国人による犯罪の増加による治安の悪化や不法滞在労働

者の劣悪な労働条件が社会問題化している。人口の少子高齢化は日本のみならず先進諸国に共通の社会状況である。不法な移民の増加は、どの先進諸国でも治安の安定に大きな脅威となっている。国際機関におけるこれらの問題に関する動向を把握し、国内における政策に参考とすることが本研究の目的である。

B. 研究方法

移民や外国人労働者について、国際機関

の動向を本研究の初年度（平成 16 年度）に文献サーベイを基にまとめた。当該年度は国際機関におけるその後の動向をフォローすることを目的に文献サーベイを基に報告する。参照した国際機関の文献は、① GCIM（Global Commission on International Migration 2005 年 10 月）、②国連-2006 年第 61 回国際連合総会移民に関する高官会議（2006 年 9 月）、③OECD（経済協力開発機構）の SOPEMI（Système d'observation permanente des migrations）が毎年刊行している International Migration Outlook 2006 である。

（倫理面への配慮）不要

#### C. 研究成果

①GCIM（人口国際移民に関する全地球的委員会）”Migration in an interconnected world: New directions for action Report of the Global Commission on International Migration”（相互関係の世界における移住～人口国際移民に関する全地球的委員会報告～）2005 年 10 月刊

グローバル化する労働市場の移民は貧富の差の拡大や人口構造の変化において移動が必然的に起こっている。しかし、移民の送り出し国と受け入れ国の間では、送り出し国の経済発展を阻害しないように、それぞれが協力する必要がある。途上国の医療専門職などの人的資源が労働力として先進国に移動している現状を再考する必要がある。移民労働者の祖国への送金が、ODA や外資の直接投資よりも安定した経済資源の移転をもたらしている実態がある。非合法に移動する移民の存在は、密輸や人身売買などの犯罪を増加させている。諸外国においてすでに定住している移民については、国民と同じ権利を保障し、統合していく努力を受入国がするべきである。そうすることによって多様化する移民が社会の安定に

寄与することになる。

②国連-2006 年第 61 回国際連合総会移民に関する高官会議（2006 年 9 月）

2006 年 9 月 14 日～15 日に 2 日間の日程で、ニューヨークの国連本部において「国際移民に関する高官会議～苦境に立たされた移民のための緊急対策に関するヒヤリング～」が開催された。アナン国連事務総長の演説を皮切りにして、50 以上の国の大臣レベルの代表の移民問題に関する発言が行われた。移民の送り出し国と受入国が継続的にそれぞれの発展に有効な人口移動のありかたについて意見を交換していくことを確認した。

③OECD の SOPEMI International Migration Outlook 2006

2003 年から 2004 年にかけて増加する世界の移民の動向、海外送金の動向

#### D. 考察

国際機関における移民問題の視点は、南北問題に代表される経済格差の是正を、労働力としての人の移動を通して、格差が開くのではなく相互に発展していける方向性を模索していきたいという問題意識が強く感じられる。一方、日本における外国人労働者の権利擁護の世論はまだ喚起されておらず、国際社会の関心と日本国内の関心はかけ離れている。

#### E. 結論

労働力が不足する人口減少時代を迎えて、日本においても、全地球的人口の移動の問題を、開発や発展と同等に捉える視点の共有が必要になっている。

#### ■研究の政策的含意

F. 研究発表（※本プロジェクト関連の研究成果の発表のみ）

1. 論文発表 無し
2. 学会発表 無し

G. 知的所有件の取得状況  
なし



## 厚生労働科学研究費補助金

「人口減少に対応した国際人口移動政策と社会保障政策の連携に関する国際比較研究」

### 分担研究報告書

井口 泰 関西学院大学経済学部教授

(要旨) 合法的に在留する外国人にとって、雇用確保と同時に社会保障加入は、その自立と共生を実現するための重要な前提である。そこで本研究は、外国人の社会保障加入を確保するための制度改革を展望し、その労働移動の実態を踏まえ、昨年度調査した欧州諸国の「外国人共通データベース」の状況を考慮し、新たな制度設計のあり方を検討した。具体的には、まず外国人の属性・国籍別の地域分布に関する実証研究を行い、次に、出入国管理制度の「公正な外国人の管理」の視点に加え、市区町村自治体レベルで「外国人の権利・義務の確保」を実現すべく制度改革を検討した。

その結果をみると、①実証分析から、外国人労働者には「労働移動が自由」なグループと「受入れ企業が変更できないグループ」があり、前者は高賃金と雇用機会を求めて移動する結果、職種により異なる地域に集中するなど、地域分布を管理することは困難であり、後者のうち特に技能実習生は、若年人口比率が低く、比較的低賃金の地域・業種に集中するが、実態把握は困難で不正事案が急増している。②このため、外国人雇用状況の把握を基盤として、外国人の居住実態を効果的に把握する新台帳制度が構想される、③新制度では、2つの異なる行政目的を同一制度で実現するため、法務省と総務省共管の制度とすることが好ましい、④併せて、業務請負の適正化及び技能実習制度の改革のために法改正を急ぎ、外国人二世に対する雇用・教育面の施策を強化し、日本語教育に対する支援措置を強化するなどの施策が必要である。

#### A. 研究目的

外国人の社会保障加入が進まない重要な背景の一つである頻繁な労働移動に着目しつつ、本研究では、①昨年度検討した「外国人共用データベース」を具体化するに当たり、外国人の雇用状況の把握と外国人登録制度の改革を結び付ける必要性和問題点を検討する、②「外国人の公正な管理」と「外国人住民の権利・義務の確保」という二つの要請を同時に実現できる台帳制度のあり方を構想する、③企業における国際的な人材活用と並んで、請負・派遣に関する法令改正、外国人青年に対する雇用対策及び研修生の法的地位の強化をなど、当面の対策を具体的に提起することを目的とする。

#### B. 研究方法

このため、①外国人の属性や国籍別の地域分布をマッピング及び計量分析することにより、労働移動の規定要因と把握の問題点を明らかにする、②日本人の住民登録制度と外国人登録制度の趣旨や構造の相違を踏

まえ、特別在留者の扱いに配慮しつつ、新たな台帳制度の法的な位置づけを行う、③グローバルな人事管理を進めている日系企業の実地調査、請負・派遣などの形態で外国人を雇用している事業者及びその協同組合や地域自治体などでの聴取調査などを行う、④以上を総合し、緊急性を要する諸問題に対する対策を検討することとした。

(倫理面への配慮) 実地調査の対象企業において得た情報の取扱いについて、当該企業が特定されないよう十分配慮することとし、こうした前提の下で、特に請負事業者に関しては、法的正当性の判断と切り離し、ありのままの実態を聴取した。

#### C. 研究成果

外国人の労働移動又は地域分布を政策的にコントロールするには限界があり、このため、雇用状況の把握と外国人住民台帳をリンクさせる仕組みが不可欠であることを明らかにしたほか、外国人登録制度を改革した場合の法令の構想や、当面、切迫した

課題に対する法的な側面の対処方法について提案を作成することができた。

#### D. 考察

昨年度調査で明らかにした EU（欧州委員会）や欧州諸国における外国人のデータ管理の手法を、そのままわが国に適用することというには、当然ながら困難がある。そこで、わが国の外国人の労働移動の実態、出入国管理制度と外国人登録制度、住民登録制度及び労働法制などを踏まえ、実効性のある外国人台帳及びデータシステムを構想することが必要である。

#### E. 結論

外国人雇用状況の把握を基礎に、「外国人の公正な管理」と「外国人住民の権利と義務の確保」という二つの異なる目的を備えた外国人台帳制度を法制化することが、外国人の社会保障加入の促進など自治体レベルの外国人政策の推進にとって不可欠である。

#### ■ 研究の政策的含意

現在、厚生労働省の進めている外国人雇用状況制度の拡充及び義務化のための法改正を受けて、その情報を関係省庁間及び市区町村自治体が共有することを前提とし、法務省及び総務省の共管による「外国人住民登録法」〈仮称〉を制定するとともに、請負事業に関する新たな法的措置の導入や実務研修が一定以上予定される研修生への労働法の適用などの措置に関する措置をできる限り速やかに講ずべきである。

F. 研究発表（※本プロジェクト関連の研究成果の発表のみ）

##### 1. 論文発表

・経済・労働市場の変化と外国人政策の改革－『多文化共生施策』の条件整備に向けて－『自治体国際化フォーラム』2007年1月号、13～17ページ

##### 2. 学会発表

・井口 泰「外国人政策の改革と外国人雇用問題の方向性」内閣府経済社会総合研究所「外国人労働者問題に関するセミナー」での報告、2007年3月2日、内閣府政策フォーラム、於虎ノ門パストラル、東京。

・ Yasushi IGUCHI and Kei Shiho  
“Determinants of migrants’ geographical distribution and their implication

for migration policy reform, University of Lille 1 (paper for the seminar on March 8 and 9, 2007 in Lille

・Iguchi Y. “Management mechanism and practice after receiving foreign workers in Japan “ International Seminar on International Migration and the Labor Market” by the Japan Institute for Labor Policy and Training on March 16, 2007 in Tokyo

G. 知的所有件の取得状況  
なし